老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和53年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

老人福祉法施行細則(昭和53年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。								
改正前	改正後							
(有料老人ホーム <u>設置の届出等</u>)	(有料老人ホーム <u>設置等の届出</u>)							
第23条 [略]	第23条 [略]							
2 法第29条第2項の規定による届出は、 <u>有料老人ホーム事業</u>	2 法第29条第2項の規定による届出は、 <u>有料老人ホーム事業</u>							
変更(休止、廃止)届 (様式第41号) により行わなければな	変更届(様式第41号)により行わなければならない。							
らない。								
	3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム事業							
	廃止(休止)届(様式第42号)により行わなければならない							
	<u></u>							
様式第41号(第23条関係)	様式第41号(第23条関係)							
[略]	[略]							
有料老人ホーム事業変更(休止、廃止)届	有料老人ホーム事業変更届							
有料老人ホーム事業について、次のとおり変更 <u>(休止、</u>	有料老人ホーム事業について、次のとおり変更したので、							
廃止) したので、老人福祉法第29条第2項の規定により届	老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。							
け出ます。								
[略]	[略]							
変更 (休止、廃止) 年月日 [略]	変 更 年 月 日 [略]							
変更 (休止、廃止) の理由	変更の理由							
変更 (休止、廃止) 後の措置	変更後の措置							
注1 条例、定款その他の基本約款を変更したときは、変	注 条例、定款その他の基本約款を変更したときは、変更							
更後の条例、定款その他の基本約款を添付してくださ	後の条例、定款その他の基本約款を添付してください。							
٧٠°								
2 設置主体が市町村のときは、施設の廃止に係る条例								
<u>を添付してください。</u>								

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第41号の次に次の1様式を加える。

様式第42号(第23条関係)

[略]

年 月 日

振興局長 様

住 所

氏 名

1

(法人にあっては、主たる) 事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名

[略]

有料老人ホーム事業について、次のとおり廃止(休止)したいので、老人福祉法第29条第3項の規定により届け出ます。

17.1.	., ,	(11 /		- / - 1 - 1		, , ,, e, <u> </u>	 / 0
施設の名称							
施 設 の 所 在 地							
廃止(休止)年月日		:	年	月	日		
廃止(休止)の理由							
廃止(休止)後の措置							

注 設置主体が市町村のときは、施設の廃止に係る条例を添付してください。

(A4)

附 則

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の老人福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。